

りますが、おおむね請文の提出期限は、山口⇄各郡の往復日数に5~6日を足して定められていたとわかります。

《裁判の時には》

この法令の末には、裁判における出頭の日数について文章が載せられています。大内氏は、訴状が届いた場合には遅参することなく参上することを求めており、山口在住者の場合は、「五箇日中に申あきらむへし」とあって、5日以内に弁明するように定められました。

この5日以内という日数は、先ほど確認した請文提出までの日数とも符合します。加えて、大内氏は罰則規定も設けており、この定めた日数に背く者がいたならば、罪科に処すとされました。

このことから、大内氏は広域となった領国支配を滞りなく推進していくために、厳密に日数を定めて、家臣らに業

務にあたらせたことがわかります。

《おわりに》

今日的な感覚では、ずいぶんと移動に時間がかかるように思えます。しかし、当時は徒歩が移動手段の基本であること、道路の整備状況のこと、さらに夜間照明の有無のことなど、諸々の部分で現代とは環境が異なります。

そのため、大内氏の時代、とくに「捷書」にみえる寛正2年段階では、山口⇄各国各郡の多くは、宿泊を要するほどの距離感覚であったとみることができます。

表 寛正2年における大内氏領国と山口間の行程日数

国	郡	山口までの日数	請文の提出日数	国	郡	山口までの日数	請文の提出日数		
周防国	大島郡	4日	15日	豊前国	宇佐郡	6日	7日 (11日イ)		
	島末地域	5日	15日		上毛郡	5日	15日		
	玖珂郡	3日	13日		下毛郡	5日	15日		
	山代	4日	13日		京都郡	4日	12日 (13日イ)		
	熊毛郡	3日	11日		仲津郡	4日	13日		
	都濃郡	2日	7日 (11日イ)		築城郡	4日	13日		
	佐波郡	1日	7日		田河郡	4日	13日		
吉敷郡	1日	7日	規矩郡	3日	11日				
長門国	大津郡	2.5日	11日	筑前国	怡土郡	7日	19日		
	豊東郡	2日	9日		上座郡	6日	17日		
	豊西郡	宇賀	2.5日		11日	下座郡	6日	17日	
		河棚	2.5日		11日	三笠郡	5日	15日	
		厚狭郡	2日		11日	糟屋郡	5日	15日	
	津布田	津布田	2.5日		11日	那珂郡	5日	15日	
		埴生	2.5日		11日	席田郡	5日	15日	
		豊田郡	2日		11日	嘉麻郡	4日	13日	
	神田	神田	2.5日		11日	鞍手郡	3日 (4日イ)	11日	
		阿川	2.5日		11日	御牧郡	3日	11日	
		粟野	粟野	2.5日	11日	安芸国	東西条	7日	19日
			吉田郡	2日	7日		日高島	7日	19日
	福田	福田	2日	11日	呉島		5日	15日	
		小河	2.5日	11日	蒲苅島		6日	17日	
		椿	1日	7日	能美島	4日	13日		
	阿武郡	三見	1日	7日	石見国	迦摩郡	7日	19日 (13日イ)	
		地福	1日	7日	肥前国	神埼郡	8日	21日	
		得佐	1日	7日		【備考】			
		生雲	1日	7日	本表は山口県文書館蔵「大内家捷書」(近藤清石98<28の15>)より作成した。()内のイは、資料中に示されている異本の記述を表す。				
		厚東郡	1日	7日					
美祢郡	厚保	1.5日	8日						